

## 議第312号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

提案理由

職員の給与を改定する必要があるので提案する。